

1175

第五一號

執行指定 決裁指定 永久 保存期限

房官大		課局務主		大臣		件名	番號	受領	政務次官 參與官
了結	領受	出提	領受	號番	委				
昭和	昭和	昭和	昭和	航本	大臣	政務	陸軍省	陸軍省	陸軍省
年	年	年	年	發第	次官				
三	三	昭和拾參年	八月	三	本部長	參與官	陸軍省	陸軍省	陸軍省
月	月	八月	八	號	次官				
(裁決)行決		覽回後		連帶		書記官	陸軍省	陸軍省	陸軍省
長局	長局	長局	長局	總務部	高級				
主務課長		第一課長		主務課長		者筆審	陸軍省	陸軍省	陸軍省
主務課長		第一課長		主務課長					
主務課長		第一課長		主務課長		者筆審	陸軍省	陸軍省	陸軍省
主務課長		第一課長		主務課長		者筆審	陸軍省	陸軍省	陸軍省
主務課長		第一課長		主務課長		者筆審	陸軍省	陸軍省	陸軍省

陸軍

副官ヨリ留守第六師團經理部長へ通牒案

陸 普

首題之件別紙之通り定メラレタルニ付依命通牒ス

陸軍第七二號

昭和七年二月九日

親展初

別紙控へ航空本部第三部第八課在リ

説明

菊池飛々場ハ飛三四、高鍋飛々場ハ飛三五ニ付スル  
モノトス